

○登米市水道事業給水条例

平成17年4月1日

条例第219号

改正 平成19年3月12日条例第20号
平成21年3月4日条例第11号
平成21年6月30日条例第27号
平成25年2月27日条例第24号
平成25年12月25日条例第48号
平成26年6月25日条例第30号
平成31年2月27日条例第10号
令和元年9月17日条例第11号
令和元年9月17日条例第16号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第11条）
- 第3章 給水（第12条—第21条）
- 第4章 料金及び手数料（第22条—第34条）
- 第5章 管理（第35条—第40条）
- 第6章 貯水槽水道（第41条・第42条）
- 第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準（第43条—第45条）
- 第8章 補則（第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、登米市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 登米市水道事業の給水区域は、登米市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第216号）に定めた区域とする。

（定義）

第3条 この条例において使用する用語は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水栓 1 (世帯、戸) 又は 1 か所で使用するもの
 - (2) 共用給水栓 2 (世帯、戸) 又は 2 か所以上で共同で使用するもの
 - (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの
- 2 共用給水栓は、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が必要があると認めた場合にのみ設置することができる。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が、施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費

- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の予納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第12条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても市は、その責を負わない。

(給水契約の申込み)

第13条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第14条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水栓を共有する者
- (2) 給水栓を共用する者

- (3) その他管理者が必要と認めた者
- 2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、これを変更させることができる。
- (水道メーターの設置)
- 第16条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。
ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。
- (メーターの貸与)
- 第17条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。
- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。
- 3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失、又は、き損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。
- (水道の使用中止、変更等の届出)
- 第18条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、管理者に届け出なければならない。
- (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。
- (私設消火栓の使用)
- 第19条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。
- (水道使用者等の管理上の責任)
- 第20条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。
- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。
- (給水装置及び水質の検査)

第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第22条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水栓によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金は、別表第1に定める基本料金と従量料金との合計額とする。

2 メータ一口径100ミリメートル以上の料金については、管理者が別に定める。

(料金の算定)

第24条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が、定めた日をいう。）に、メーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量の認定)

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 共用給水栓により、水道を使用するとき。

(特別な場合における料金の算定)

第26条 料金算定の基準となる月の中途中で、メーターの口径を変更したときの料金は、大きいメータ一口径により算定する。

2 その他特別な場合における料金算定については、管理者が定めることができる。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第27条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

(料金の徴収方法)

第28条 料金は、口座振替、又は納入通知書の方法により毎月徴収する。ただし、管理者は必要があるときは、2か月分をまとめて徴収することができる。

2 月の中途中での休止、廃止並びに停止をしたときは、その都度料金を徴収することができる。

(手数料)

第29条 手数料は、別表第2に定めるとおりとし、同表の指定給水装置工事事業者登録手数料及び指定給水装置工事事業者登録更新手数料並びに給水装置工事設計審査手数料及び給水装置工事しゅん工検査手数料は、申込人から申込み又はしゅん工届提出の際、これを徴収する。

(加入金)

第30条 給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。）をする者から水道加入金（以下「加入金」という。）を徴収する。ただし、管理者が定める地域並びに給水栓は、加入金の徴収対象としない。

- 2 加入金の額は、別表第3の左欄に掲げる給水管の口径の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。ただし、改造をする場合の加入金の額は、改造後の口径に応ずる加入金の額と改造前の口径に応ずる加入金の額との差額とする。
- 3 前2項の規定による加入金は、工事申込みの際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、工事申込み後徴収することができる。
- 4 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水期間が短期である場合その他管理者が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。

(工事負担金)

第31条 管理者は、配水管その他の水道施設（以下「配水管等」という。）の設置されていない場所、又は配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場所への給水申込みを受け、新たに配水管等の設置を必要とするときは、当該申込人から、配水管等の設置に要する費用及びこれに付随する費用を工事負担金として納入させることができる。

- 2 前項に規定する工事負担金の額、納入方法等については、管理者が定める。

(開発負担金)

第32条 市の給水を受けることとなる宅地（造成面積が10,000平方メートル以上の宅地をいう。以下この条において同じ。）を造成し、その宅地内に配水管を設置する場合、開発負担金を徴収する。

- 2 前項に関する開発負担金の額、納入の方法等については、管理者が別に定める。

(督促及び督促手数料)

第33条 管理者は、料金、手数料、工事（修繕費を含む。）、加入金、工事負担金並びに開発負担金（以下「料金等」という。）を納期限までに納入しない者があるときは、納期限後30日以内に督促しなければならない。

- 2 管理者は、前項により督促状を発した場合においては、1通について100円の督促手数料を徴収するものとする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しないことができる。

(料金等の軽減又は免除)

第34条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつ

て納付しなければならない料金等の額を軽減、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第35条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第36条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第37条 管理者は、水道の使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者が、第9条の工事費、第20条第2項の修繕費、第23条の料金、第29条の手数料、第30条の加入金、又は第31条の工事負担金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第24条の使用水量の計量、又は第35条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なお、これを改めないととき。

(給水装置の切離し)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過料)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなくて、第16条第2項のメーターの設置、第24条の使用水量の計

量、第35条の検査又は第37条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

- (3) 第20条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
 - (4) 第23条の料金、又は第29条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (料金を免れた者に対する過料)

第40条 市長は、詐欺その他不正の行為によって、第23条の料金、又は第29条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を課すことができる。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第41条 管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めたときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち簡易専用水道の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならぬ。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準

(布設工事監督者を配置する工事)

第43条 法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、水道施設の新設又は次の各号に掲げる増設若しくは改造の工事とする。

- (1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) 沈でん池、濾過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模の改造成に係る工事

(布設工事監督者の資格)

第44条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による

大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号の卒業者であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を終了した後、第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第45条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修

了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、前条第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

第8章 補則

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の東和町水道事業の給水等に関する条例(平成10年東和町条例第17号)、石越町上水道条例(平成10年石越町条例第12号)又は登米地方広域水道事業給水条例(平成9年登米地方広域水道企業団条例第2号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった料金、手数料その他負担金の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。
(簡易水道事業の統合に伴う経過措置)
- 5 平成19年4月1日(以下「統合日」という。)において統合した簡易水道事業に

関する経過措置は、以下の各号による。

- (1) 統合日の前日までに登米市簡易水道事業の設置及び給水に関する条例(平成17年登米市条例第125号。以下、この項において「簡易水道条例」という。)の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- (2) 統合日前の簡易水道条例により課した、又は課すべきであった工事費、料金及び手数料の取扱いについては、なお統合前の簡易水道条例の例による。
- (3) 統合日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお統合前の簡易水道条例の例による。
- (4) 統合日以降平成22年4月検針定例日までの水道料金は、第23条の規定にかかわらず、以下のとおりとする。
ア 平成19年4月検針定例日の翌日以降に、メーターの点検を行い算定する料金は、次の表による。

料金口径別	基本料金（1ヶ月につき）		従量料金	
	水量 (m ³)	料金 (円)	水量区分 (m ³)	水量単価 (円/m ³)
小口径 φ 13mm	5	1,050	6以上	210
中口径 φ 25mm	50	21,000	51以上	210
大口径 φ 40mm	300	157,500	301以上	210

備考 料金には消費税等（消費税及び地方消費税）を含んでいます。

- イ 平成20年4月検針定例日の翌日以降に、メーターの点検を行い算定する料金は、次の表による。

料金口径別	基本料金（1ヶ月につき）		従量料金	
	水量 (m ³)	料金 (円)	水量区分 (m ³)	水量単価 (円/m ³)
小口径 φ 13mm	0	1,050	1～5	50
			6以上	220
中口径 φ 25mm	50	21,000	51以上	210
φ 30mm				
φ 40mm				

大口径	300	157,500	301以上	210
-----	-----	---------	-------	-----

備考

- 1 料金には消費税等（消費税及び地方消費税）を含んでいること。
- 2 従量料金は、区画式従量料金制（ブロック・メータ・レート）であること。

ウ 平成21年4月検針定例日の翌日以降に、メーターの点検を行い算定する料金は、次の表による。

料金口径別	基本料金（1ヶ月につき）		従量料金	
	水量 (m ³)	料金 (円)	水量区分 (m ³)	水量単価 (円/m ³)
小口径	0	1,260	1～5	60
			6以上	220
中口径	50	21,000	51以上	210
大口径	300	157,500	301以上	210

備考

- 1 料金には消費税等（消費税及び地方消費税）を含んでいること。
- 2 従量料金は、区画式従量料金制（ブロック・メータ・レート）であること。

附 則（平成19年3月12日条例第20号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月4日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月27日条例第24号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第48号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

4 第6条の規定による改正後の登米市水道事業給水条例別表第1の規定は、平成26年4月検針定例日の翌日以後の使用に係る水道料金について適用し、同日前の使用

に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年6月25日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月27日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第44条第3号及び第45条第2号の改正規定 平成31年4月1日

(2) 別表第1及び別表第3の改正規定 平成31年10月1日

（経過措置）

2 改正後の登米市水道事業給水条例別表第1及び別表第3の規定は、平成31年10月検針定例日の翌日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月17日条例第11号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月17日条例第16号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1（第23条関係）

口径及びブロック 別		基本料金 (円／月)	従量料金		
			水量区分 (m ³)		水量単価 (円／m ³)
小口 径	φ 13mm	1, 320	A	1～10	147
	φ 20mm		B	11～50	257
			C	51以上	267
中口 径	φ 25mm	24, 200	A	1～100	162
	φ 30mm		B	101～400	178
	φ 40mm		C	401以上	199
大口 径	φ 50mm	110, 000	A	1～500	162
	φ 75mm		B	501～2, 000	189
			C	2, 001以上	210

備考

- 料金には、消費税等（消費税及び地方消費税）を含んでいること。
- 従量料金は、区画式従量料金制（ブロック・メータ・レート）であること。

別表第2（第29条関係）

区分	単位	金額 (円)
1 指定給水装置工事事業者登録手数料	1 件	10, 000

2 指定給水装置工事事業者登録更新手数料	1 件	7,000
3 給水装置工事設計審査手数料		
(1) 中口径及び大口径の工事（廃止工事を除く。）	1 件	5,000
(2) 小口径10栓以上の新設、増設、改造、移設工事	1 件	5,000
(3) 小口径10栓未満の新設、増設、改造、移設工事	1 件	3,000
(4) 廃止工事（全口径）	1 件	2,000
4 道路占用申請事務手数料（全口径）	1 件	10,000
5 給水装置工事しゅん工検査手数料		
(1) 中口径及び大口径の工事（廃止工事を除く。）	1 件	5,000
(2) 小口径10栓以上の新設、増設、改造、移設工事	1 件	5,000
(3) 小口径10栓未満の新設、増設、改造、移設工事	1 件	3,000
(4) 廃止工事（全口径）	1 件	2,000

(注) この表でいう「栓」とは、第3条に定める給水用具のうち、給水栓や湯沸器等の給水用の用具をいう。

別表第3（第30条関係）

給水管の口径	金額
13mm	66,000円
20mm	66,000円
25mm	110,000円
30mm	176,000円
40mm	319,000円
50mm	517,000円
75mm	1,232,000円
100mm以上	管理者が別に定める額

備考 金額には、消費税等（消費税及び地方消費税）を含んでいること。

○登米市水道事業給水条例施行規程

平成22年4月1日

水道事業管理規程第8号

改正 平成26年3月31日水管規程第1号

平成31年3月12日水管規程第2号

令和2年3月24日水管規程第1号

令和3年3月24日上下水道事業管理規程第9号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 給水装置工事及び費用（第3条—第14条）

第3章 給水（第15条—第23条）

第4章 料金及び手数料（第24条—第34条）

第5章 管理（第35条—第39条）

第6章 貯水槽水道（第40条）

第7章 補則（第41条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、登米市水道事業給水条例（平成17年登米市条例第219号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（栓名称等の意義）

第2条 専用給水装置の栓名称の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 普通栓 給水管の取り出しが一で、1世帯、1戸、1棟、1箇所又は1事業を対象に独立する給水装置で、当該給水装置の末端まで配水管の圧力を有している給水装置をいう。
- (2) 臨時栓 給水装置を新設し、給水を開始して1年以内に分岐地点で給水管を撤去する給水装置をいう。
- (3) 受水槽栓 水道水の多くを受水槽に受け入れる構造で、当該受水槽を起点にして高置水槽、圧力水槽及びポンプ直送等の構造形態を探る給水をいう。この場合の料金算定は、親メーター方式又は個別メーター方式のいずれかによるものとする。
- (4) 高置水槽栓 受水槽の設置を要さず、配水管内の自圧で高置水槽に受け入れ、導管設備により給水する構造形態をいう。この場合の料金算定は、親メーター方式又は個別メーター方式のいずれかによるものとする。
- (5) みなし口径を適用する給水装置（以下「みなし口径栓」という。） 水道メーター（以下「メーター」という。）の口径が水理条件に整合性を有するにもかか

わらず、条例第23条に掲げる料金では、著しく他の類似使用者と均衡を欠くことになる給水装置について、当該給水装置のメータ一口径以外の口径により料金算定する給水装置をいう。

- (6) 導管設備 第3号の受水槽を含む下流側及び第4号の高置水槽を含む下流側の管、器具、設備類をいう。

2 給水装置に係る業務を行うために用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水開始 給水装置に水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定したメーターを取り付け、当該給水装置に常時通水を可能にすることをいい、次に掲げる区分による。

- ア 新設給水装置の給水開始
イ 既設給水装置の給水開始
ウ 職権による給水装置の給水開始

- (2) 給水休止 給水装置からメーターを取り外すこと、止水栓等の閉鎖をすること又はメーターを取り付けないことによって通水を不能にすることをいい、次の区分による。

- ア 新設給水装置の給水休止
イ 既設給水装置の給水休止
ウ 職権による給水装置の給水休止

- (3) 給水の停止 条例第36条及び第37条に基づく処分によって管理者が一方的に通水を遮断することをいう。

- (4) 給水停止の解除 前号により給水の停止となっている給水装置について、管理者が当該停止理由が消滅したと認めるとき通水の遮断を解除することをいう。

- (5) 給水装置の廃止 敷地内に有する給水装置の原形を滅失させ、又は当該給水装置としての機能を無くすことをいう。

- (6) 給水装置の名義変更 水道使用者（以下「使用者」という。）又は所有者若しくは管理権限を有する者（以下「所有者等」という。）からの届出により、当該給水装置に係る使用者及び所有者等の氏名又は住所の変更をすることをいう。この場合において、変更後の使用者又は所有者等は、当該給水装置について料金等の未納がある場合は、その債務を引き継ぐものとする。

3 水道料金の算定業務を行うために用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 検針定例日（以下「定例日」という。） 条例第24条に定める料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。
(2) 定例日直前 定例日より5日前の日から定例日までをいう。
(3) 定例日直後 定例日から5日後までの日までをいう。

第2章 給水装置工事及び費用

(給水装置工事の種類)

第3条 給水装置工事（以下「工事」という。）の種類は、新設工事、改造工事、修繕工事、撤去工事とする。

(給水装置工事の申込み)

第4条 工事をしようとする者（以下「工事申込人」という。）は、条例第5条の規定に基づき管理者に申し込み、工事の承認を受けなければならない。

(工事の施行等)

第5条 条例第7条の規定に基づき指定した指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が工事を施行する場合は、同条第2項に基づき給水装置工事申込書、工事計画図及び認証資器材使用予定調書兼精算調書、その他審査に必要な書類を管理者に提出し、設計審査を受けなければならない。

2 設計審査手数料は、設計審査の完了したものについて、条例第29条第1項に定める額を徴収する。この場合、審査完了後に当該工事が取消しとなった場合においても、徴収した手数料は、還付しない。

3 工事の施工基準は、給水装置の構造及び材質基準に関する省令（平成9年厚生労働省令第14号。以下「基準省令」という。）によるほか、別に定めるものとする。

4 指定工事業者に関することは、別に定める。

(利害関係人の同意書等)

第6条 工事申込人は、条例第7条第3項の規定により、次の各号の一に該当する場合は、給水装置工事に関する利害関係人同意書を提出するものとする。

- (1) 他人の給水装置から分岐引用して、給水装置を設置するとき。
- (2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有地に給水装置を設置するとき。
- (3) 他人の所有する家屋に給水装置を設置するとき。

2 前項の同意書を得られないときは、当該工事に係る利害関係人の一切の異議は、工事申込人が責任を負う旨の誓約書をもって、これに代えることができる。

(工事費の標準価格)

第7条 条例第9条の工事費は、時期を定めて標準価格を算出するものとする。

- 2 前項の標準価格は、管理者が施行する工事に適用する。
- 3 管理者が施行する工事の申込みをした者が条例第10条の規定による工事費概算額を予納しないときは、工事の申込みを取り消したものとみなす。

(給水装置の変更等の工事)

第8条 条例第11条の規定による所有者の同意を要しない給水装置の改造等の工事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 配水管布設工事等に伴う給水管付け替え工事
- (2) 管理者が必要とした給水管の整理統合工事

- (3) 管理者が必要とした仕切弁、仕切弁筐^{きよう}、メーター及びメーター升の移設工事
- (4) その他管理者が維持管理上必要と認めた工事
- 2 前項の工事に要する費用は、管理者の負担とする。

(工事用資器材)

第9条 工事に使用する工事用資器材は、基準省令に規定する認証資器材とする。ただし、条例第8条に規定する給水管及び給水用具の指定は、別に定める。

(受水槽の設置)

第10条 常時一定の水量を必要とする箇所又は別に定めるものに該当する場合においては、受水槽を設けなければならない。

- 2 受水槽栓の使用者又は所有者等は、当該装置に附属する導管設備について管理者が管理上必要と認めるときは、当該導管設備に係る関係図面等を提出しなければならない。

(しゅん工書類の提出)

第11条 指定工事業者の施行した工事がしゅん工したときは、速やかに給水装置工事しゅん工届に給水装置台帳付図、工事写真帳その他しゅん工検査に必要な書類を管理者に提出し、工事検査を受けなければならない。

(工事検査)

第12条 条例第7条第2項後段に規定する工事検査は、前条の規定により給水装置工事しゅん工書類を受理した日から順次行うものとする。

- 2 しゅん工検査は、上下水道部の職員による現地検査及び書類検査を常例とし、その検査方法及び項目は、別に定める。
- 3 前項の規定により検査を行うときは、指定工事業者が選任した主任技術者を立ち会わせるものとする。
- 4 現地検査を行う場合で、管理者が必要と認めるときは、検査に必要な箇所を露出させることができる。
- 5 しゅん工検査手数料は、検査の完了したものについて条例第29条第12項に定める額を徴収する。ただし、手直し等の再検査については、手数料を徴収しない。

(第三者の異議)

第13条 給水装置の位置又は工事等に関し、利害関係人等から異議があるときは、工事申込人の責任とする。

(工事の保証期間)

第14条 管理者が行う工事の保証期間は、しゅん工後1年とし、この保証期間中の経費の一切は、管理者の負担とする。ただし、不可抗力、使用者又は所有者等の故意又は過失による場合は、この限りでない。

- 2 指定工事業者の施行に係る工事の保証期間は、民法（明治29年法律第89号）の規

定を優先させるものとする。

第3章 給水

(給水の制限及び停止の管理)

第15条 条例第12条第1項及び第2項に規定する給水の制限又は停止とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 効果物等の混入事故により、原水等の水質が汚染され、又はその疑いがあり、浄水処理によっても水質基準に適合しないと判断したとき。
 - (2) 地震、火災、第三者による施設き損等の災害又は事故等によって、浄水処理又は配水に障害が発生し、その障害を取り除く必要があるとき。
 - (3) 河川の渇水の程度が著しく、取水が不可能になったとき。
 - (4) 配水管の工事又は給水装置の工事において、断水又は減水をしなければ工事が施工できないとき。
 - (5) 漏水事故の発生によって水圧が著しく減じ、自然に断水又は減水となったとき。
 - (6) 前各号に定めるもののほか水道技術管理者が必要と認めるとき。
- 2 水道技術管理者は、給水の制限又は停止をしようとするときは、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ関係者に周知するものとする。
 - 3 水道技術管理者は、給水の制限又は停止をするとき、若しくはしたときは、その制限又は停止の時間を最小限に抑制する努力をするとともに、別に定める方法により正確な記録をするものとする。
 - 4 水道技術管理者は、第1項各号により消防水利が使用不能の状態になると判断したときは、あらかじめ、その旨を所轄消防署に届け出るものとする。

(給水契約の申込み)

第16条 水道を使用しようとする者は条例第13条の規定により、次の各号に掲げる項目を記載した書面を管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用者の氏名又は名称
 - (2) 使用者の住所又は所在地及び連絡先
 - (3) 給水開始をする栓所在地
 - (4) 給水開始の日時
 - (5) 料金等の請求方法
 - (6) 使用の用途
- 2 管理者は、導管設備により個々の受給者を供給対象とする場合は、個々に前項各号に掲げる項目を記載した書面を提出させるものとする。
 - 3 前2項の規定による申込は、管理者が必要と認めるときは、口頭その他の方によることができる。

(代理人の届出)

第17条 条例第14条の規定により代理人を置くときは、所有者等は代理人届を管理者

に届け出なければならない。変更しようとするときも、同様とする。

(管理人の選定)

第18条 共同集合住宅の所有者等がその共同住宅内に居住しない場合は、水道の使用に関する事項を処理させるため、当該共同住宅に居住する者の中から管理人を選定し、管理人選定届を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置等)

第19条 条例第16条に規定するメーターの設置は、第16条第1項の申込みを受けたとき、管理者の指定するメーターを当該給水装置に設置し、使用水量を計量する。

2 管理者が計量するメーターは、1の給水装置に対して1個を設置する。ただし、管理者が定めるときは、複数の設置を妨げない。

3 メーターの設置位置は、管理上容易な家屋出入口付近を原則とし、その詳細は、別に定める。

(メーターの管理責任)

第20条 条例第17条第1項の規定によりメーターの貸与を受けた者（以下「使用者等」という。）は、メーターの設置場所にその点検又は修繕若しくは機能を妨害するような物件を置き、又は工作物等を設けてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、使用者等に原状回復を命じ、履行しないときは管理者が施工し、その費用は、使用者等から徴収することができる。

3 管理者は、メーターの設置場所が管理上不適当と認めたときは、使用者等に対し設置場所を変更させ、これに要した費用は、使用者等から徴収することができる。

(給水休止等変更の届出)

第21条 条例第18条に規定する届出は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 水道の使用を休止するときは、次の事項を届け出なければならない。

- ア 使用者の氏名又は名称
- イ 休止後の使用者の住所、所在地及び連絡先
- ウ 給水休止をする栓所在地
- エ 給水休止の日時
- オ 料金等の精算方法

(2) 給水装置を廃止するときは、次の事項を届け出なければならない。

- ア 使用者の氏名又は名称
- イ 廃止後の使用者の住所、所在地及び連絡先
- ウ 廃止をする栓所在地
- エ 廃止の日時
- オ 廃止の方法
- カ 料金等の精算方法

(3) 給水装置の使用者及び所有者等の住所、氏名に変更があったときは、次の事項を届け出なければならない。

- ア 変更前と変更後の使用者及び所有者の氏名又は名称
- イ 変更後の使用者並びに所有者の住所、所在地及び連絡先
- ウ 変更をする栓所在地
- エ 変更の日時

(4) 演習に消火栓を使用するときは、次の事項を届け出なければならない。

- ア 使用者の氏名又は名称
- イ 使用者の住所、所在地及び連絡先
- ウ 使用する消火栓
- エ 使用日時

2 前項第1号及び第3号の規定による届出は、管理者が必要と認めるときは、口頭その他の方針によることができる。

(使用者等の管理上の責任)

第22条 使用者等は、善良な注意をもって水道水が汚染し、又は漏水しないよう管理し、異常があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。この場合において、管理義務を怠ったことによる修繕等の費用は、使用者等の負担とする。

(給水装置及び水質の検査)

第23条 条例第21条第1項の規定による給水装置又は水道水の水質の検査を請求しようとする者（以下「請求者」という。）は、口頭によるほか、給水装置検査兼水質検査請求書を管理者へ提出するものとする。

2 管理者は、検査した結果を口頭によるほか、給水装置検査兼水質検査通知書を請求者に通知するものとする。

3 条例第21条第2項に規定する「特別の費用を要したとき」とは、次に該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

4 メーターの検査には、請求者を立ち会わせるものとし、請求者が立ち会わないという理由をもって検査結果に異議を申し立てることができない。

5 管理者は、検査の必要がないと認める相当の理由があるときは、検査の請求を拒むことができる。

第4章 料金及び手数料

(メータ一口径の決定基準)

第24条 メーターの口径決定基準は、別に定める。

(メータ一口径の変更)

第25条 既設のメータ一口径が給水装置能力の増減及び利用形態の変化により前条の適用基準と比し相違が生じるに至ったとき、使用者等は、メータ一口径変更申込書を提出し、管理者の承認を受けてメータ一口径の変更をしなければならない。

- 2 給水装置の調査等により、既設のメータ一口径に適正を欠く事実が判明したとき管理者は、使用者等に対し適当な指示を行い、変更の措置を命じることができる。
- 3 前項に要する工事費は、使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、その費用を負担させないことができる。

(みなし口径の適用)

第26条 条例第23条の料金によることが他の類似使用者と著しく均衡を欠く料金が算定される給水装置にあっては、当該メータ一口径以外の口径により料金を算定することができる。

- 2 前項によりみなし口径の適用を受けようとする使用者等は、みなし口径適用申請書に関係書類を添え、管理者の承認を受けなければならない。

(協定料金の算定)

第27条 第16条第2項の規定による導管設備に係る給水開始後の料金は、別に定める。

(メータ一口径100ミリメートル以上の水道料金)

第28条 条例第23条第2項に定めるメータ一口径100ミリメートル以上の水道料金のうち、メータ一口径100ミリメートルの水道料金は、次の表のとおりとする。

項目	水量区分	金額
1 基本料金	1万立方メートルまで	1,320,000円
2 従量料金	1万立方メートルを超える1万5千立方メートルまで	1立方メートルにつき100円
	1万5千立方メートルを超える2万立方メートルまで	1立方メートルにつき110円
	2万立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき120円

備考

- 1 料金には消費税等（消費税及び地方消費税）を含んでいること。
 - 2 従量料金は区画式従量料金制（ブロック・メータ・レート）であること。
- 2 メータ一口径125ミリメートル以上の水道料金については、管理者がその都度定める。

(特別な場合における料金算定)

第29条 条例第26条第1項の規定に基づき水道料金算定の特例として、第2条第3項第2号に定める定例日の直前に給水装置の使用を開始したとき、及び同項第3号に定める定例日直後に休止又は停止若しくは廃止（以下「休止等」という。）したと

きの料金は、次のとおりとする。

- (1) 定例日直前に給水装置の使用を開始(停止の解除を含む。)した場合の料金は、当該開始した日の属する月の翌月の定例日から検針を行い、条例第23条の規定により算定する。
- (2) 定例日の直後に給水装置の休止等をしたときの料金は、当該休止等をした日の属する月の定例日に検針した検針水量に当該休止等分の水量を加え、当該休止等をした日の属する月分としてそにして条例第23条の規定により算定する。

(使用水量の認定)

第30条 条例第25条に規定する使用水量の認定の方法は、別に定める。

(臨時使用等の料金の前納)

第31条 条例第27条による前納は、その口径及び使用期間その他の事情を考慮して使用水量を推定し、その料率を定めて算定する。

2 前項の料金の前納は、給水の休止又は廃止の際に精算し、過不足のあるときは、還付又は追徴する。

(手数料の徴収等)

第32条 条例第29条に規定する手数料は、口座振替その他の方法によりその都度徴収する。

2 手数料のうち、指定工事業者登録手数料、指定工事業者登録更新手数料、工事設計審査手数料及びしゅん工検査手数料は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第5号イ及びロ並びに消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第12条第2項第1号及び第2号に規定する役務の提供により、非課税とする。

(督促手数料の免除)

第33条 条例第33条第2項ただし書に規定するやむを得ない理由があると認める場合は、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 督促状の発行日前に金融機関へ納入したとき。
- (2) 督促状の発行と時を同じくして納入されたとき。
- (3) 次条第1号及び第2号に該当するとき。

(料金等の軽減又は免除)

第34条 条例第34条の規定により料金、手数料等を軽減又は免除できる場合は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、管理者が認めるものに対して行う。

- (1) 災害等特別の理由があると認めるとき。
- (2) 貧困のため料金等の負担に堪えられないと認めるとき。
- (3) 給水装置の不可抗力により破損及び故障し、漏水したと認めるとき。

第5章 管理

(停水処分の方法)

第35条 条例第36条及び条例第37条に規定する給水の停止は、緊急の場合を除き給水

停止通知を行った後、止水栓及び仕切弁の閉鎖又は給水管の切断により行う。

(給水装置の検査等)

第36条 条例第35条に定める給水装置の検査等は、法第17条に定める方法により上下水道部職員をして、立入検査を行い、給水装置の構造、材質の点検、利用状態等を検査することができる。

2 前項の調査で条例及びこの規程等に即さない給水装置を確認したとき管理者は、使用者等に対し改善等の適当な措置を指示しなければならない。

(違反装置の改善命令等)

第37条 管理者は、次に該当する違反行為が判明したときは、別に定めるところにより使用者等に対し、給水装置の改善命令又は勧告を行うものとする。

- (1) 不正な工事をしたとき。
- (2) 条例第36条第1項及び第2項の基準等に適合していないとき。
- (3) 条例第37条第3号による不正な行為をしたとき。
- (4) その他法、条例等に規定する事項に違反したとき。

(給水装置の廃止状態)

第38条 条例第38条第2号に規定する「給水装置が、使用中止の状態にあって」とは、次の各号の1に該当するものをいう。

- (1) 休止後1年以上経過した給水装置
- (2) メーターより下流に給水装置がほとんどない状態にあるもの
- (3) その他管理者が水道の管理上、廃止する必要があると認めた給水装置

2 管理者は、次の各号の一に該当するときは、メーターを給水装置から取り外し保管するものとする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 給水装置の使用を休止したとき。
- (2) 条例第37条の給水の停止をしたとき。
- (3) 給水装置を廃止したとき。

(過料の適用範囲)

第39条 条例第39条及び第40条に規定する過料の適用範囲は、次に定めるところによる。

2 条例第39条の適用は、条例第7条に規定する新設等の工事申込みに対する管理者の承認及び設計審査を受けない工事の施行又は当該工事のしゅん工検査を受けないまま通水した違反行為に適用されるものとする。

3 工事依頼人は、共謀の事実がない限り本条の適用は受けないものとするが、条例第36条の規定により給水を停止されることがあるほか、条例第16条第2項、第23条、第24条、第29条、第35条及び第37条のそれぞれの違反行為者として適用を受けることがある。

4 条例第40条の適用は、免れている料金等とは別に徴収することができるものとし、過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を通知するとともに弁明の機会を与えるものとする。

第6章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第40条 条例第42条第2項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。

(1) 条例第42条第2項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を毎年1回以上定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号の管理の状況に関し、毎年1回以上定期に法第34条の2第2項に規定する厚生労働大臣の指定する者による給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

第7章 補則

(委任)

第41条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、登米市水道事業給水条例施行規則（平成17年登米市規則第187号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年3月31日水管規程第1号）

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定による改正後の登米市水道事業給水条例施行規程第28条第1項の規

定は、平成26年4月検針定例日の翌日以後の使用に係る水道料金について適用し、同日前の使用に係る水道料金について、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月12日水管規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市水道事業給水条例施行規程第28条第1項の規定は、平成31年10月検針定例日の翌日以降の使用に係る水道料金について適用し、同日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月24日水管規程第1号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月24日上下水道事業管理規程第9号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。